

平成30年度の障害者虐待に関する調査結果等について 障害者虐待の未然防止・早期発見について

【平成30年度の障害者虐待に関する調査結果及び調査結果等を踏まえた留意事項について】

- 令和元年12月20日に公表した平成30年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待と判断された件数は平成29年と比較して3.5%の増加(1,557件→1,612件)となり、施設従事者等による虐待と判断された件数は、平成29年度と比較して28%の増加(464件→592件)となっている。

参考:「平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859_00003.html)

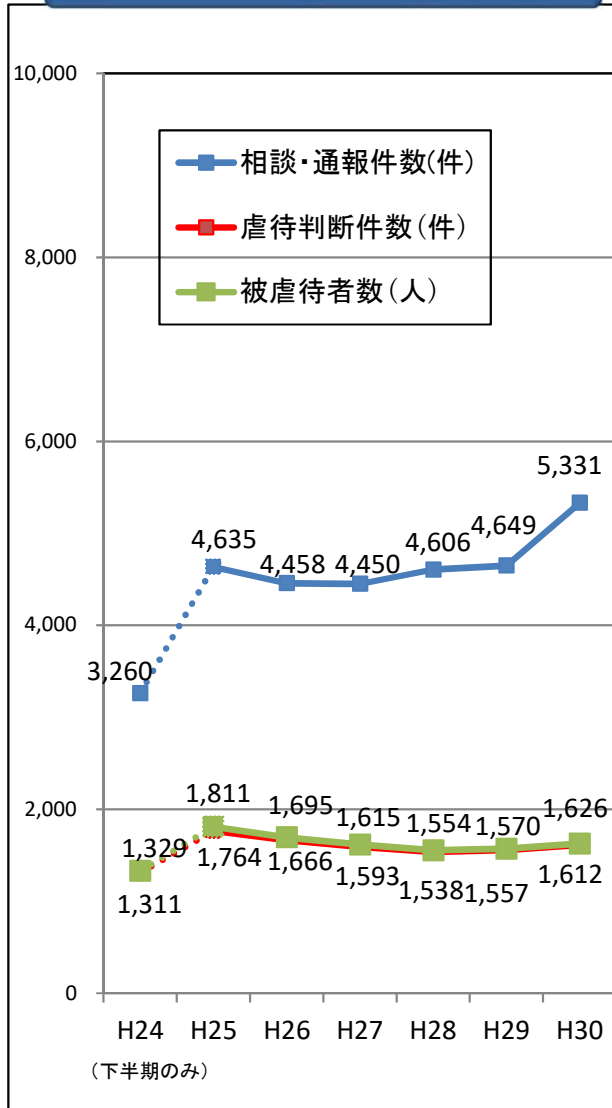
- 調査結果をみると、施設からの通報が増加傾向にあることから、自らの施設で起きた事案をしっかりと届け出ると意識が高くなっているのではないかと考えられる。施設における虐待が許されないことは当然であるが、重篤な虐待事案が発生する背景には、徐々にエスカレートして重篤な状態になるという指摘もあり、軽微な段階で早期に虐待事案を通報することにより、障害者虐待の重篤化を防ぐことに繋がるという側面があると考えられる。
- このような点を踏まえ、各自治体におかれては、特に管理者や経営者に対して、
 - ・ 虐待を発見した場合は、小さな事案であっても隠すことなく通報すること、
 - ・ 法人や事業所においては、障害者虐待の情報が管理者、経営者に伝わりやすい環境を整えること、
を徹底することを指導願いたい。
- あわせて、各自治体においては、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図るとともに、管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。なお、研修の実施に当たっては、国庫補助事業(注)を準備しているので、積極的にご活用願いたい。

(注)「障害者虐待防止対策支援事業」(地域生活支援促進事業) 6.1億円(令和2年度予算案)

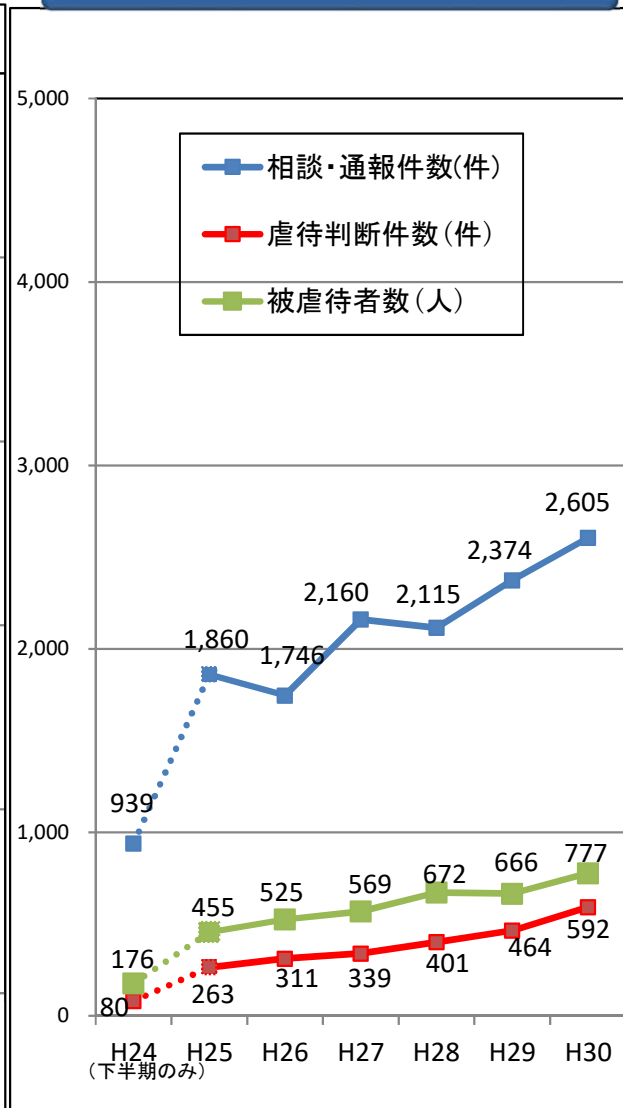
障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。

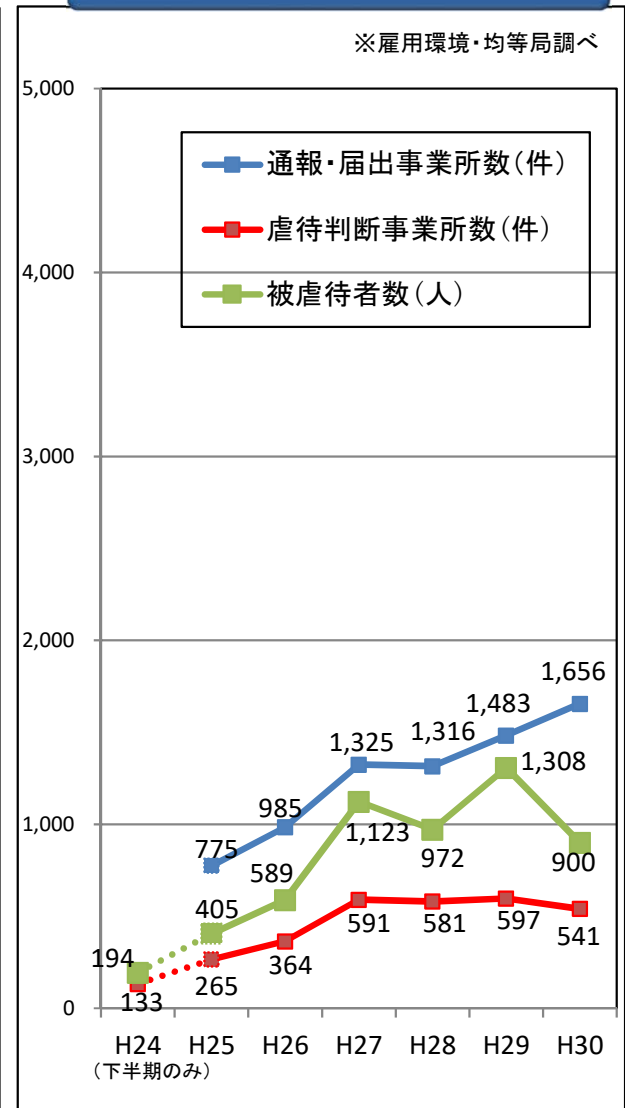
養護者による障害者虐待



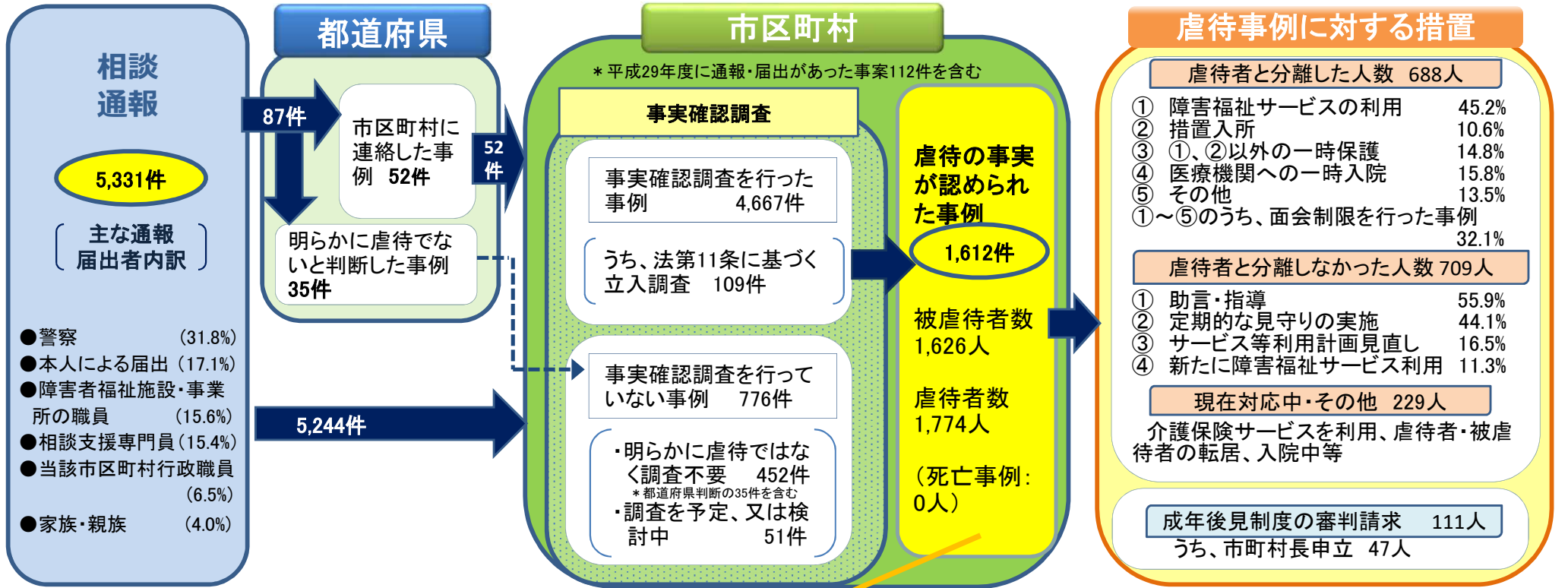
障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



平成30年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,774人)

- 性別 男性(62.2%)、女性(37.8%)
- 年齢 60歳以上(40.0%)、50～59歳(24.0%)、40～49歳(18.4%)
- 続柄 父(24.4%)、母(24.3%)、夫(12.6%)、兄弟(12.5%)

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.6%	4.0%	29.4%	14.6%	21.2%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	45.6%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.9%
虐待者の知識や情報の不足	24.8%
虐待者の介護疲れ	22.0%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	19.2%

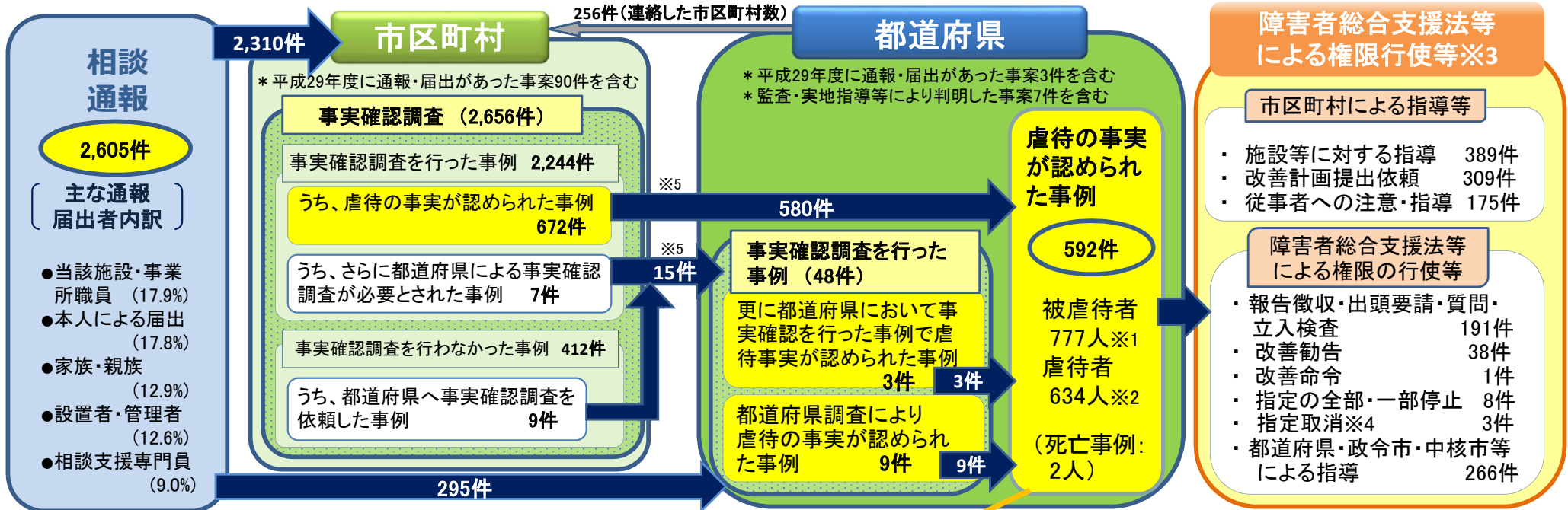
被虐待者(1,626人)

- 性別 男性(35.2%)、女性(64.8%)
- 年齢 20～29歳(22.1%)、40～49歳(22.1%)、50～59歳(19.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.7%	53.0%	36.7%	3.3%	1.9%

- 障害支援区分のある者 (55.7%)
- 行動障害がある者 (26.7%)
- 虐待者と同居 (84.4%)
- 世帯構成 両親と兄弟姉妹(14.8%)、両親(12.8%)、配偶者(9.0%)、母(8.8%)、単身(8.7%)

平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (634人)

- 性別
男性 (70.5%)、女性 (29.5%)
- 年齢
60歳以上 (18.5%)、50～59歳 (17.5%)
40～49歳 (15.3%)
- 職種
生活支援員 (42.3%)、
その他従事者 (10.3%)、
管理者 (9.5%)、世話人 (7.1%)、
サービス管理責任者 (4.9%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
短期入所	17	2.9%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.2%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
放課後等デイサービス	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

被虐待者 (777人)

- 性別
男性 (65.6%)、女性 (34.4%)
- 年齢
20～29歳 (18.8%)、40～49歳 (18.1%)
～19歳 (18.0%)、30～39歳 (14.5%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

- 障害支援区分のある者 (67.1%)
- 行動障害がある者 (32.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く574件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった52件を除く540件が対象。
 ※3 平成30年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※5 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない

平成30年度における使用者による障害者虐待の状況等

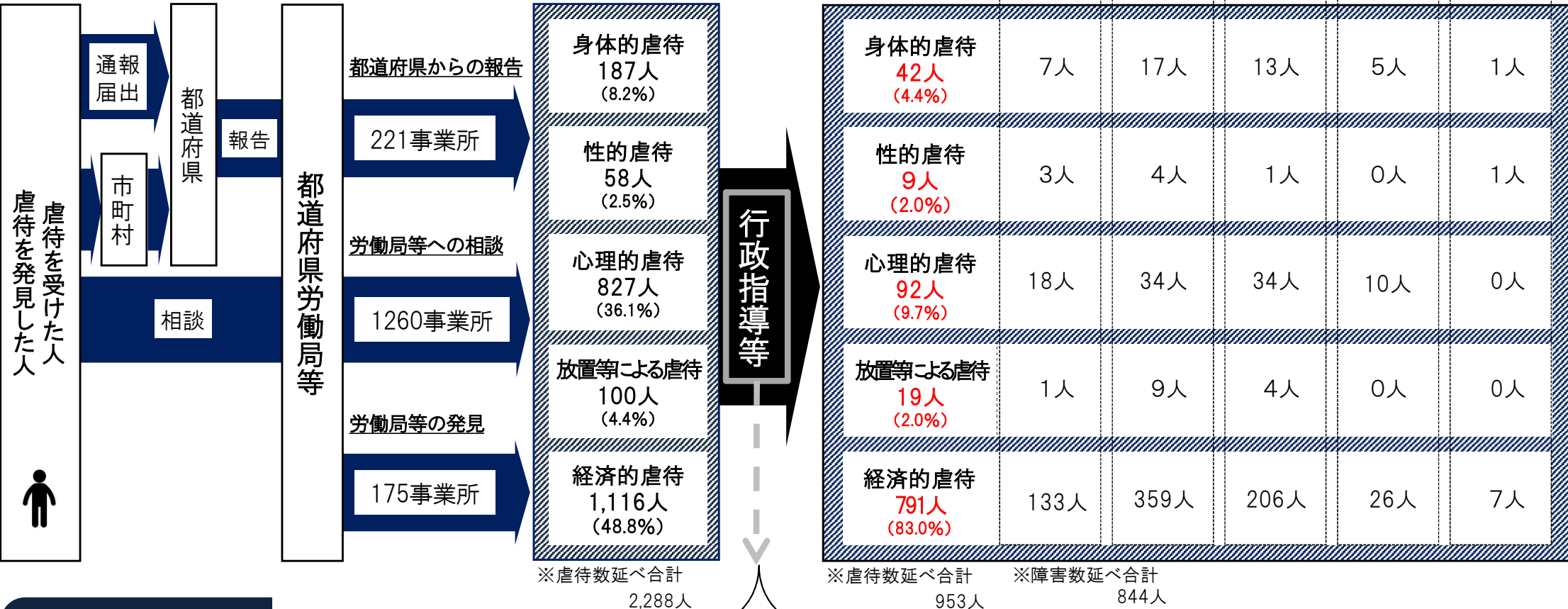
通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,656事業所**
 ○通報・届出対象の障害者 **1,942人**

虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 **541事業所**
 ○虐待が認められた障害者 **900人**

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
156人 (18.5%)	400人 (47.4%)	244人 (28.9%)	35人 (4.1%)	9人 (1.1%)



労働局での対応

○労働局で行った措置 **920件**

※平成30年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)	
労働基準関係法令 に基づく指導等(賃金未払等) 797件(86.6%) (うち最低賃金法関係 517件(56.2%))	障害者雇用促進法 に基づく助言・指導等 89件(9.7%) (いじめ、嫌がらせ等)	男女雇用機会均等法 に基づく助言・指導等 11件(1.2%) (セクシャルハラスメント等)	個別労働紛争解決促進法 に基づく助言・指導等 23件(2.5%) (その他)

障害者虐待防止対策関係予算

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和2年度予算案：6.1億円
令和元年度予算：6.1億円
平成30年度予算：4.9億円

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和2年度予算案：11,794千円（①3,434千円、②8,360千円）

1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

成年後見制度の利用促進について

【成年後見制度の利用促進について】

(1)成年後見制度利用支援事業について

- 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、政府において平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。これを踏まえ、平成29年度以降は、地方自治体において計画を作成することが求められており、地域生活支援事業費等補助金も活用の上、より一層、成年後見制度の利用促進に向けた取組を図りたい。
- 成年後見制度利用支援事業の利用にあたって、地方自治体の実施要綱において、助成対象者の要件を市町村申立に限定している例や助成対象者の収入要件・保有資産要件を設けている例(生活保護受給者に限定する等)が散見される。
- 事業の対象者について法律上は、上記のような限定を設けていないため、以下の点を踏まえて、地方自治体における実施要綱の内容を改めて確認し、必要な対応を検討されたい。
 - ・ 市町村申立の場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象となること
 - ・ 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としており、一定額以下の収入や資産という要件は設けていないこと
 - ・ 後見人以外の、後見監督人、保佐監督人、保佐人、補助監督人、補助人、特別代理人の場合でも事業の対象となること(総合支援法施行規則第65条の10の2)

参考：障害者に係る成年後見制度関係予算 地域生活支援事業費等補助金505億円の内数(令和2年度予算案)

(2)令和元年度地方分権提案について

- 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)」において、市町村長が行う後見開始等の審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にする方策について検討することとされたため、今後、検討の場を設け地方自治体からも御参画いただくことを検討しているところ。あわせて、市町村申立に関する実態調査を行うことも予定していることから、予めご承知おき願いたい。

(3)法人後見の推進について

- 「成年後見制度利用促進基本計画」において、今後の成年後見制度の利用促進の取組みも踏まえた需要に対応していくため、
 - ・地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保すること
 - ・また、若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合があること
 - ・後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが示されている。

- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取り組みの一つとして、低所得者の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取り組みが期待されている。

- 地域生活支援事業において法人後見実施のための研修や、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を実施する「成年後見制度法人後見支援事業」の補助を行っているので、積極的なご活用をお願いしたい。

参考：成年後見制度法人後見支援事業(令和2年度予算案 地域生活支援事業費等補助金505億円の内数)

・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。

(1)法人後見実施のための研修 (2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 (3)法人後見の適正な活動のための支援 (4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

・実施主体：市町村

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進委員会意見(平成29年1月)抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、**後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に**、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、**地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め**、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

後見監督人



利益相反行為(民法)
 第八百六十条 第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。(下線は「利益相反行為」を指す)

後見監督人の選任

※申立人等の請求又は裁判所の職権で必要に応じて選任



後見等開始の審判の申立て

- ・本人 ・配偶者
- ・四親等以内の親族
- ・市区町村長

家庭裁判所

監督

法人後見の実施体制



法人後見チーム
 ※継続性・専門性

- 透明性の確保の例
 法人外部の専門職の参加(助言・チェック等)
 (例)
- ・法律関係者
 - ・医療関係者
 - ・会計関係者
 - ・福祉関係者 等



成年後見人等
 (法人後見)の選任

補助・保佐・後見開始の審判



法人のサービス利用者
 及び、それ以外の障害者等



参加

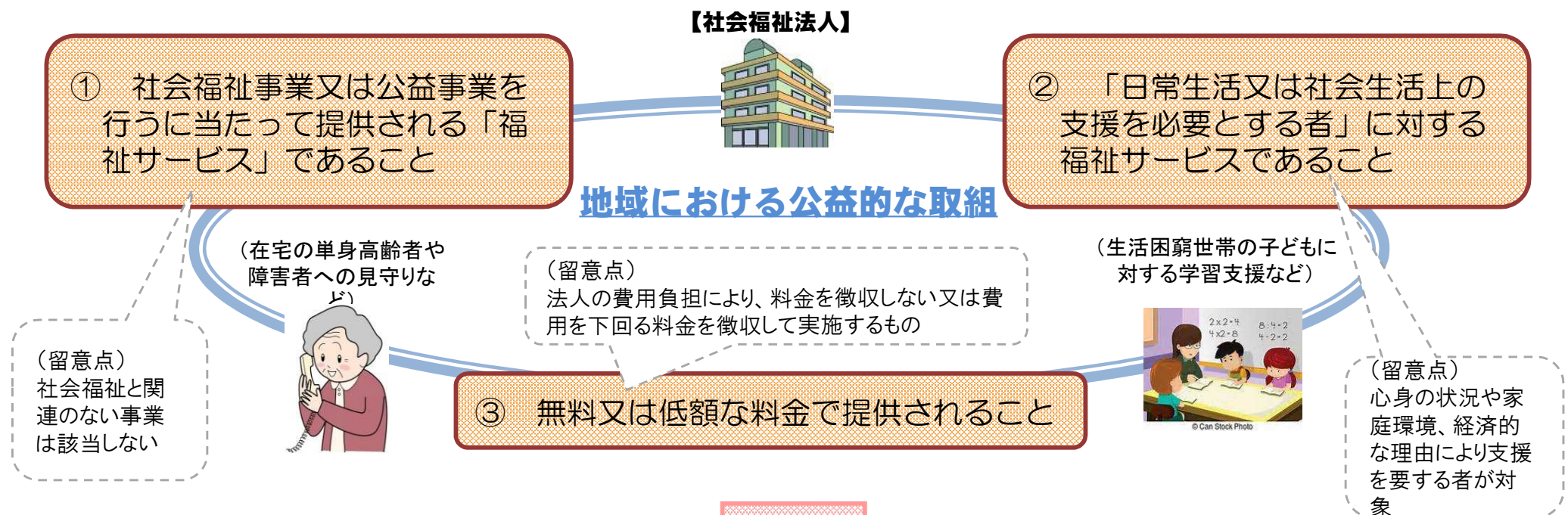
財産管理
 身上配慮

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

基本理念

成年後見制度の理念の尊重

- ① ノーマライゼーション
- ② 自己決定権の尊重
- ③ 身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

- 1 国の責務
- 2 地方公共団体の責務
- 3 関係者の努力
- 4 国民の努力
- 5 関係機関等の相互の連携

基本方針

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等

- 1 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 2 地域において成年後見人等となる人材の確保
- 3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- 1 関係機関等における体制の充実強化
- 2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

成年被後見人等の権利制限に係る関係法律の改正その他の基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずる

施策の実施状況の公表（毎年）

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

地方公共団体の措置

市町村の措置

- ▶ 国の基本計画を踏まえた計画の策定等
- ▶ 合議制の機関の設置

↑ 援助

都道府県の措置

- ・ 人材の育成
- ・ 必要な助言

体制

成年後見制度利用促進会議

- 1 組織
会長：内閣総理大臣
委員：内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等
- 2 所掌事務
 - ① 基本計画案の作成
 - ② 関係行政機関の調整
 - ③ 施策の推進、実施状況の検証・評価等

成年後見制度利用促進委員会

- ・ 有識者で組織する。
- ・ 基本計画案の調査審議、施策に関する重要事項の調査審議、内閣総理大臣等への建議等を行う。

⇄ 意見

この法律の施行後2年以内の政令で定める日に、これらの組織を廃止し、新たに関係行政機関で組織する成年後見制度利用促進会議及び有識者で組織する成年後見制度利用促進専門家会議を設ける（両会議の庶務は厚生労働省に）。

その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進の体制整備関係予算

令和2年度予算案 8.0億円(3.5億円)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 昨年6月にとりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- 新 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)

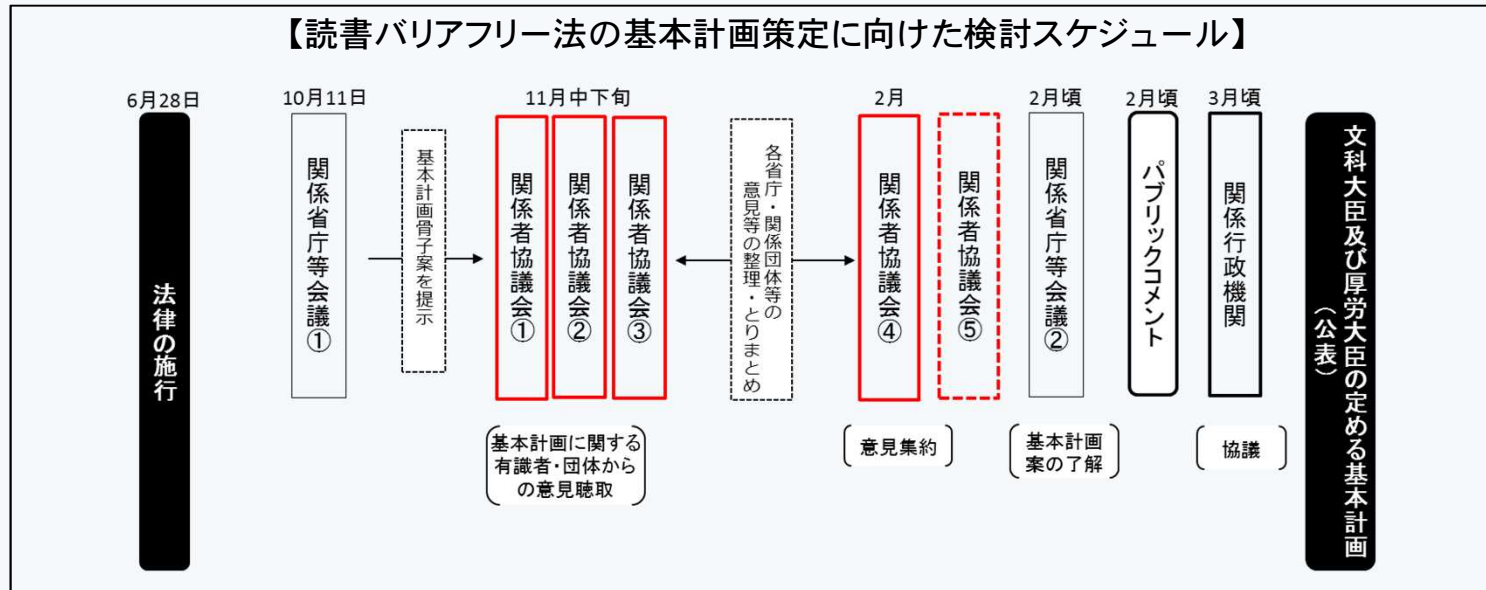
- 新 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(委託費)

- 新 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー法の円滑な施行）

- 視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進を図るため、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立し、6月28日に公布・施行された。
- 令和元年11月には法に基づく協議会を開催し、関係者からの意見を拝聴したところであり、今後、文部科学省をはじめ関係省庁と連携し、基本計画を策定することとしている。
各地方自治体におかれても、地域の実情にあわせ、当事者団体等のご意見も踏まえた計画を策定いただくこととなっているので、国の基本計画を踏まえ、策定いただくようお願いしたい。



- 令和2年度予算（案）においては、これまでの点字図書館や「サピエ」に対する支援等に加え、地域における読書バリアフリー体制の強化を図るための事業を、地域生活支援促進事業として新設することとしている。（別添1参照）
 また、身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）のうち、情報化対応特別管理費については、令和元年度に加算単価を増額（20万円→40万円／月（1施設当たり上限額））したものを引き続き実施する予定。（別紙2参照）
各都道府県等におかれては、これらの予算の活用を積極的にご検討いただくとともに、点字図書館や公立図書館、当事者団体等と連携を図りながら、地域における障害者の読書環境の整備を図っていただきたい。

令和2年度予算案: 1.9億円(地域生活支援促進事業)

- 第198回通常国会において、議員立法「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が成立したところであり、視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することとされている。
- 読書バリアフリー法を踏まえ、現在、十分な対応ができていない「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備」(法第9条)及び「人材の育成等」(法第17条)について、地域生活支援促進事業に「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を創設し、視覚障害者等が地域においてより身近に読書が楽しめるよう、都道府県が中心となり読書バリアフリーに向けた地域における環境整備のための取組を総合的に実施する。

事業内容

① 点字図書館と公共図書館の連携強化

点字図書館と公共図書館が連携できるよう、協議会の場を設けるほか、点字図書館から公共図書館に対して対面朗読サービスやサピエの利用にあたっての支援に関するノウハウの提供やサービス実施の充実に向けた研修会等を実施する。

(参考)サピエとは…「視覚障害者情報総合ネットワーク」の通称で、視覚障害者等がインターネットを通じて点字図書や音声図書をダウンロードできるネットワーク。

② 視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援

点字図書館や公共図書館に対して、視覚障害のみならずその他の障害(上肢障害や識字障害など)のある者の利用促進にかかる取組(障害者団体との協議会の設置など)や、視覚障害以外の障害に関する接遇や留意点等の研修を実施。

③ 地域における図書等の点字化・音声化ができる人材養成の強化

点字図書館と公共図書館の連携に併せて、地域における点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成の推進にも取り組む。

実施主体、補助率

- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市 ※ 委託も可
- 補助率 国 1/2、都道府県等 1/2

視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業費

令和元年度予算額 1.3億円 → 令和2年度予算案 0.5億円
 ※ システム改修分の減

- 視覚障害者がインターネットを利用し、自宅にいながら全国の点字図書館の蔵書・図書の検索や貸出を行うことができる「サピエ」（視覚障害者用図書情報ネットワーク）を運営するもの。
- 近年の法整備等により、今後、利用者や登録される図書の増加等が見込まれており、令和元年度に「サピエ」利用者や「サピエ」に登録される図書の増加に対応するため、利用者支援体制の充実を行ったものを引き続き実施。

点字図書館等事務費

令和元年度予算額 2.4億円 → 令和2年度予算案 2.4億円

- 「サピエ」にアップロードする蔵書は、点字図書館に登録される点訳奉仕員・音訳奉仕員が製作しており、令和元年度に、身体障害者保護費負担金の情報化対応特別管理費の加算単価を増額したものを引き続き実施。

※ 情報化対応特別管理費

…著作権法第37条第2項、第3項及び同条の2に規定される記録及び送信等を行うための経費 = 点字図書及び音声図書を製作し、配信するための経費

(例) 点字図書や音声図書を製作するために必要な環境整備に係る費用（パソコン、点字プリンタや録音機器等の購入費等）

点字図書や音声図書の製作を担う人材の確保のために必要な費用（呼びかけや広告に必要な経費等）

点字図書や音声図書の製作を担う人材の養成・育成や資質の向上に必要な費用（講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等）

点字図書や音声図書の製作のための費用（点訳・音訳を行う者への謝金や交通費等）

平成30年度まで

1施設あたり、
 (上限) **20万円/月**



令和元年度以降

1施設あたり、
 (上限) **40万円/月**

パソコンボランティアの養成・派遣等

① 令和2年度予算案 地域生活支援促進事業の内数
 ② 令和元年度予算額 0.1億円 → 令和2年度予算案 0.1億円

地域の障害者が「サピエ」を利用する際などに必要となるICT機器の活用を支援するため以下の対応を行う。

- ① 地域生活支援促進事業として、「ICTサポート総合推進事業」を創設し、パソコンボランティアの養成・派遣等を推進
- ② パソコンボランティアの指導者養成事業の実施

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など

②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）

- ・相談体制の整備 など

⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

⑦情報通信技術の習得支援（15条）

- ・講習会・巡回指導の実施の推進 など

⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）

⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

協議の場等（18条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

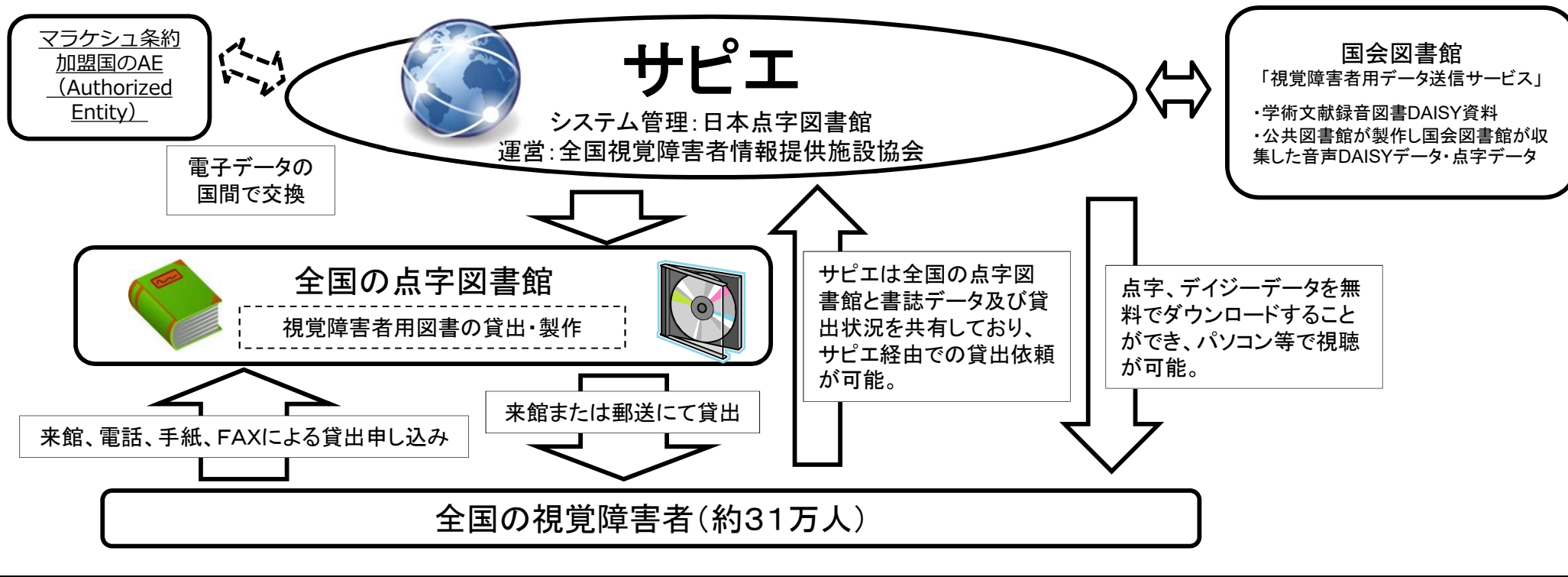
文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

公布・施行日：令和元年6月28日

視覚障害者情報総合システム「サピエ」

「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある者に対して点字、デージーデータ(音声、テキストを利用したデータ)の情報を提供するITネットワークであり、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」と点字図書館等の関係図



「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場。全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約66万件)として広く活用されている。18万タイトルの点字データを保有し、7万タイトルのデージーデータのダウンロードやストリーミングが可能であり、個人会員はこの点字・デージーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能で、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

(「サピエ」視覚障害者情報総合ネットワークHPから)

障害者の芸術文化活動に対する支援について

- 平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、平成31年3月に文部科学省と共同で「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（障害者芸術基本計画）を策定し、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。
- 令和2年度予算（案）においては、法律や障害者芸術基本計画を踏まえ、これまでの取組の充実を図り、以下の事業を行う。各都道府県におかれては、障害者芸術文化活動普及支援事業や障害者芸術・文化祭のサテライト開催について、積極的に取り組んでいただきたい。
 - ① 障害者芸術文化活動普及支援事業
本事業は、都道府県に障害者芸術文化活動支援センターを設置し、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及・推進を図るものであり、令和元年度は都道府県レベルで30都府県、全国レベル・ブロックレベルで7団体が事業に取り組んでいる。
令和2年度においては、都道府県の支援センターの設置を一層促進するとともに、広域センター（ブロックレベル）について、各地の支援センターで実施される支援の質を高めるための取組の拡充を図ることとしている。
 - ② 全国障害者芸術・文化祭開催事業（令和2年10月17日～12月6日に宮崎県で開催予定）
令和2年度予算（案）においては、昨年度と同様に文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費等に対する補助を行う。
 - ③ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催（地域生活支援促進事業（都道府県））
当該事業は、平成28年度までは地域生活支援事業の任意事業としていたところであるが、平成29年度からは、地域生活支援促進事業による重点事業（補助率：1/2）として位置付け、全国での実施を促進することとしている。
- また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の第8条では、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされていることから、各自治体においても、障害福祉部局及び文化芸術部局が連携の上、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めた上で、各種施策を推進していただきたい。

本計画の位置付け

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

施策の方向性

- 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、平成31～34年度を対象期間とする

(1) 鑑賞の機会の拡大

- ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進
- ・ 適切な対応ができる人材の育成
- ・ 地域における鑑賞機会の創出 等

(2) 創造の機会の拡大

- ・ 創造活動の場の創出・確保
- ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実
- ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等

(3) 作品等の発表の機会の確保

- ・ 発表の場の創出・充実
- ・ 海外への発信 等

(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等

- ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備
- ・ 作品や活動に対する保存等の取組 等

(5) 権利保護の推進

- ・ 作品等に関わる様々な諸権利の普及啓発
- ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮
- ・ 研修、相談などの環境整備等 等

(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

- ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進
- ・ 地域における相談支援体制の促進 等

(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進

- ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進
- ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等

(8) 相談体制の整備等

- ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等

(9) 人材の育成等

- ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等

(10) 情報の収集等

- ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究
- ・ 国内外における情報収集・発信の促進 等

(11) 関係者の連携協力

- ・ 身近な地域におけるネットワークの整備
- ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

〔令和2年度予算案〕338,500千円（令和元年度予算額 231,500千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。

令和2年度においては、都道府県における支援センターの設置を一層促進するとともに、広域センター(ブロックレベル)について、各地の支援センターで実施される支援の質を高めるための取組の拡充(自治体、支援センターの取組の実態把握・課題分析の強化、支援センターの支援の好事例等の普及、自治体の障害者芸術基本計画の策定支援等)を図ることとしている。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(県内の相談支援(強化)、人材育成、関係者のネットワークづくり(強化)等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施県・未実施県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

〔実施主体〕 (1) 都道府県 (2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等
〔補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10/10相当)

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔令和2年度予算案〕70,500千円（令和元年度予算額 70,500千円）

〔事業内容等〕

① 全国障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※ 令和2年10月17日～12月6日 宮崎県で開催予定

② 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

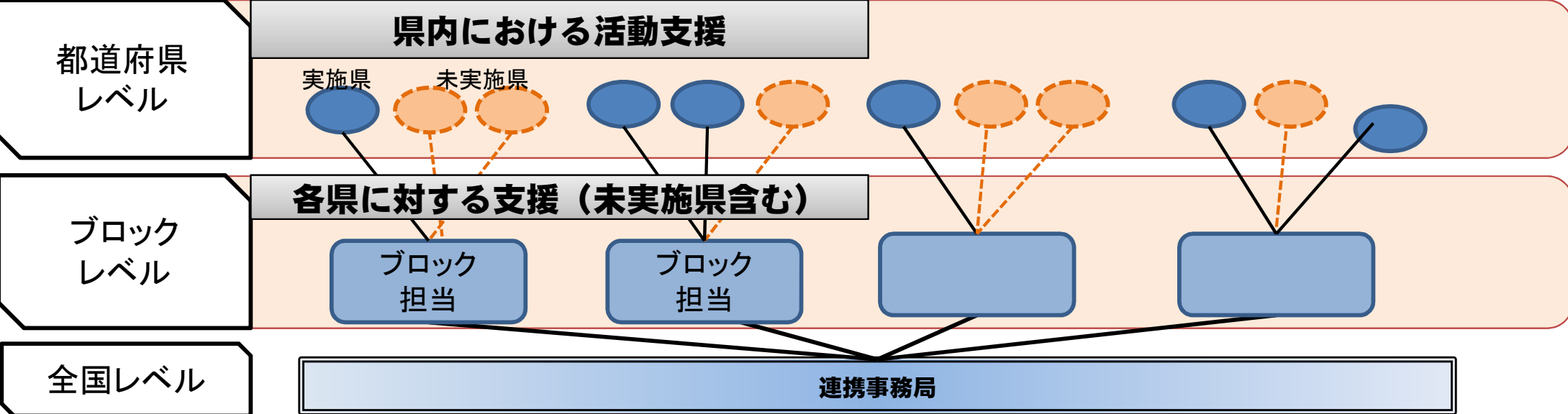
〔令和2年度予算案〕地域生活支援促進事業（55億円）の内数

〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、令和2年度宮崎県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県(全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県)
〔補助率〕 1/2

<事業展開>



<各レベルの事業内容>

	(1) 都道府県レベル	(2) ブロックレベル	(3) 全国レベル
事業内容	障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、次の事業を行う。	各支援センターをブロック単位で支援する「広域センター」を設置し、次の事業を行う。	全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。
	ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援（支援方法、権利の保護、鑑賞支援等）	ア 都道府県の支援センターに対する支援（支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、アドバイス、 <u>実態把握を通じた好事例の紹介等</u> ）	ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）
	イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等	イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に対する支援	イ 全国連絡会議の実施
	ウ 関係者のネットワークづくり	ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催	ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築
	エ 発表等の機会の創出	エ ブロック内の連携の推進	エ 成果報告とりまとめ、公表等
	オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、 情報発信）	オ 発表等の機会の創出	オ 障害者団体、芸術団体等との連携
		カ 地方自治体の障害者芸術計画の策定支援	

目的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

- (1) 毎年1回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催
 - (2) 開催地は、都道府県持ち回りで、毎年1回開催
- ※ 平成27年度から、国民文化祭と同一都道府県で開催

令和2年度事業内容

- 1 大会名： 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会
- 2 キャッチフレーズ： 山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ
- 3 基本方針（テーマ）：
 - ① 「神話の源流みやざき」の探求
 - ② すべての県民が参画し、若い世代が輝く
 - ③ 新しい出会いから始まる文化の創造
 - ④ 共に生きる 共に感じる 文化で紡ぐ共生社会
 - ⑤ 「ひなた」に育まれた食と暮らし そして世界へ
- 4 会期： 令和2年10月17日（土）～12月6日（日） 51日間
- 5 事業内容：
 - (1) 県実行委員会主催事業（総合フェスティバル、フォーカスプログラム、パートナーシッププログラム、共に生きて共に感じる芸術文化プログラム）
 - (2) 市町村実行委員会主催事業（分野別フェスティバル133事業）



(参考) 開催状況等

第1回(H13)大阪府	第6回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県（平成28年12月9日～11日）	第21回(R03)和歌山県
第2回(H14)岐阜県	第7回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県（平成29年9月1日～11月30日）	
第3回(H15)東京都	第8回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県（平成30年10月6日～11月25日）	
第4回(H16)兵庫県	第9回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(H31)新潟県（令和元年9月15日～11月30日）	
第5回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(H32)宮崎県（令和2年10月17日～12月6日）	

身体障害者補助犬について

【制度の理解促進、普及啓発】

- 身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。一方、一部の医療機関や飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところである。都道府県におかれては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ、リーフレットの配布や啓発イベントの開催等を通じて、制度の周知徹底をお願いするとともに、理解促進、普及啓発に努めていただきたい。

【海外から渡航する補助犬使用者への対応】

- 海外から渡航する補助犬使用者への対応については、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様に、飲食店、公共交通機関、ホテル等の施設を円滑に利用できるよう、平成30年11月にガイドラインを策定し、日本の補助犬と同等であると認められた海外の補助犬については、日本の補助犬を認定する法人が、「期間限定証明書」を発行する取組を始め、厚生労働省HPや全国会議等で周知しているところである。
- 本年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、海外から補助犬を伴って来日される方の増加が見込まれることから、ガイドラインを改めて確認の上、海外から来られた補助犬使用者及び補助犬が、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、施設等を円滑に利用できるよう、管内市町村をはじめ、関係機関及び関係団体等に対し、再度情報提供いただきたい。

(海外から渡航してくる 補助犬使用者への対応ガイドライン) <https://www.mhlw.go.jp/content/000417061.pdf>

【身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会】

- 身体障害者補助犬の事業所における訓練及び指定法人による認定については、平成30年度の調査研究事業で訓練や認定の実施方法について、団体間の差違が確認されたところである。身体障害者補助犬制度の推進のためには、良質な補助犬の確保が不可欠であることから、今年度より「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会」を開催し、地方自治体の役割を含めて、適正な訓練・認定の実施に向けた対応等について検討をしているところである。
- 令和2年度以降も検討会における検討を続けた上で、検討会における意見を踏まえ、身体障害者補助犬の訓練基準や認定基準について、必要な対応を行うこととしている。

障害者自立支援機器等の開発促進について

- 障害者の自立支援機器の開発においては、障害者のニーズ（必要性）と開発者のシーズ（技術力）のマッチングが重要であり、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進するため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」により、開発企業が障害当事者の意見を反映して開発する取組に対して助成を行っている。令和2年度においては、2月上旬頃より公募を開始する予定であるので各地方自治体においては、産業部局とも協力の上、本事業について管内の福祉用具企業等に周知いただきたい。

（事業公募等HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/cyousajigyou/index.html）

※ 2月上旬頃公募要綱を掲載する予定

【自立支援機器の開発促進】

- 「開発テーマ」に沿った支援機器について、実用的製品化に向けた開発を行う企業等を公募し、開発に要する費用の一部を助成することにより、適切な価格で障害者が利用しやすい機器の製品化・普及を促進する。

（※）開発テーマ・日常生活を支援する機器 ・コミュニケーションを支援する機器 ・ロボット技術を活用した支援機器 など

- また、障害のある方のニーズは高いものの、極めて市場規模が小さいため、企業側からはアイデアが出にくいと見込まれる製品を予め特定し、その製品の实用的製品化に向けた開発に取り組む企業等を公募し実施する「製品種目特定型事業」も、令和元年度に引き続き実施する。

（※）令和元年度製品種目（令和2年度の種目は検討中）

- ・最先端技術を使用した非埋め込み式人工喉頭
- ・障害児の日常生活において両手使用を必要とする動作を支援する機器、非埋め込み式人工喉頭

【シーズ・ニーズマッチング強化事業】

- 障害者のニーズに沿った支援機器の開発を促進する観点から、開発機関や研究者が持つ「シーズ」と、障害者等が持つ「ニーズ」のマッチングを目的として、障害者のニーズと開発企業のシーズを持ち寄る「シーズ・ニーズマッチング交流会等を開催。

[大阪開催] 令和元年12月17日（火）～18日（水） 大阪マーチャンダイズマート（大阪府中央区大手前）

[福岡開催] 令和2年 1月 14日（水）～15日（木） 福岡国際会議場（福岡市博多区石城町）

[東京大会] 令和2年 2月12日（水）～13日（木） TOC有明コンベンションホール（東京都江東区有明）

障害者自立支援機器等開発促進事業

事業目的

[令和2年度予算案 118,607千円] (令和元年度予算 118,607千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発は、マーケットが小さく事業化や実用的製品化が進んでいない状況にある。障害者の機器開発においては、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが重要であり、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成
 - ①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業(新規事業)
- (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

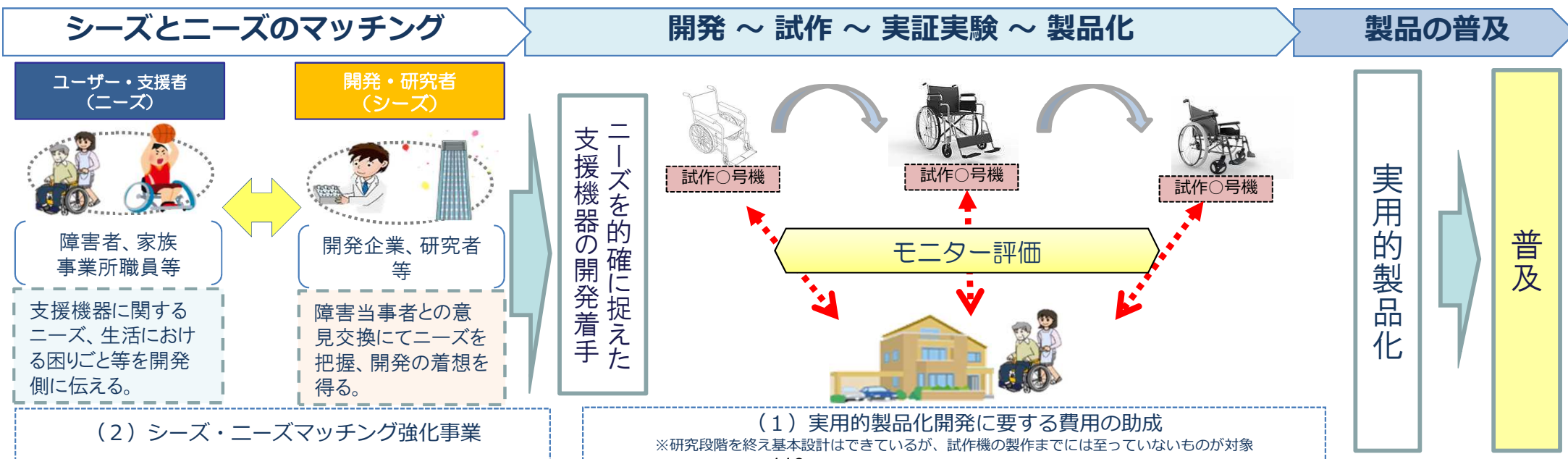
実施主体

民間団体

補助率

(1)は中小企業2/3(※(1)-②は初年度のみ10/10)、大企業・公益法人1/2、(2)は定額(10/10相当)

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図



4 精神保健医療福祉施策の推進に ついて

(1)地方公共団体による退院後支援等について

○平成30年3月に「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」及び「措置入院の運用に関するガイドライン」を発出したところ。引き続き、両ガイドラインに沿った、適切な運用をお願いする。

地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン(概要)

I 地方公共団体による精神障害者の退院後支援の趣旨

(平成30年3月27日付障害保健福祉部長通知)

- 各自治体が、その体制を整備しつつ、可能な範囲で積極的に退院後支援を進められるよう、現行法下で実施可能な、自治体を中心となった退院後支援の具体的な手順を整理。
- 精神障害者が退院後にどこの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的として実施(法第47条の相談支援業務の一環)

II 退院後支援に関する計画の作成

1 支援対象者、本人・家族その他の支援者の参画

- 作成主体の自治体が、自治体を中心となって退院後支援を行う必要があると認めた者のうち、同意が得られた者。
※ 措置入院者のうち退院後支援を実施する必要性が特に高い者から支援対象とすることも可。医療保護入院者等に作成することも可。
※ 同意が得られない場合は、計画は作成しない。
- 本人と家族その他の支援者が支援内容を協議する会議(以下「会議」という。)への参加など計画作成に参画できるように十分働きかけ。

2 計画作成の時期

- 原則、入院中に作成。ただし、入院期間が短い場合等は退院後速やかに作成。
- 措置入院の場合、措置症状が消退しているにもかかわらず、計画に基づく支援について本人の同意が得られないことや、計画作成に時間を要していることを理由に措置入院を延長することは法律上認められない。

3 計画の内容

◆ 計画の記載事項(主要事項)

- ・ 退院後の生活に関する本人の希望 ・ 家族その他の支援者の意見
- ・ 退院後支援の担当機関、本人のニーズ・課題、支援内容、連絡先
- ・ 必要な医療等の支援の利用が継続されなかった場合の対処方針 ・ 計画に基づく支援を行う期間 等

◆ 計画に基づく支援期間

- 本人が希望する地域生活に円滑に移行できるための期間として、地域への退院後半年以内を基本として設定。
- 延長は原則1回(本人同意が必要)。1年以内には計画に基づく支援を終了して本人が地域生活を送れるよう努力。

4 会議の開催

◆ 参加者

- ① 会議には、本人と家族その他の支援者の参加が原則。
※例外的に参加しない場合も、事前又は事後に、これらの者の意向を確認する機会を設けるなどの対応を行う。
- ② 本人が、弁護士等を成年後見人や代理人として参加させることを希望する場合は、これらの者を参加させる。

II 退院後支援に関する計画の作成(続き)

③ 支援関係者(=支援対象者の退院後の医療等の支援の関係者)

- ・ 作成主体の自治体 ・ 帰住先の市町村
- ・ 入院先病院 ・ 通院先医療機関 ・ 措置入院前の通院先医療機関 ・ 訪問看護ステーション
- ・ 地域援助事業者その他の障害福祉サービス、介護サービス事業者 ・ NPOなどの支援者、民生委員 等

※ 防犯の観点からの警察の参加は認められず、警察は参加しない。例外的に支援を目的に参加を検討する場合も、本人が拒否した場合は参加は不可。

◆ 開催方法、開催場所

- 電話やインターネット回線等を活用して協議を行うことも可。本人の入院中は原則として入院先病院内で開催。

◆ 会議の事務に関して知り得た情報の管理

- 設置主体は、会議の事務に関して知り得た情報の適正な取扱いについて支援関係者にあらかじめ説明し、各支援関係者から当該取扱いを遵守する旨の同意を文書で得る。

5 入院先病院の役割(自治体に協力し、以下の対応を行うことが望ましい。)

- ①退院後の生活環境に関する相談支援を行う担当者の選任(措置入院先病院)
- ②退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施
- ③計画に関する意見等の提出
- ④会議への参加 等

III 退院後支援に関する計画に基づく退院後支援の実施

1 帰住先保健所設置自治体の役割、各支援関係者の役割等

- 帰住先保健所設置自治体は、計画に基づく相談支援を行うとともに、支援全体の調整主体としての役割を担う。

2 計画の見直し

- 自治体は、本人・家族等が希望した場合や、本人の病状や生活環境の変化等に応じて支援内容等を見直す必要がある場合には、速やかに計画の見直しを検討。

3 支援対象者が居住地を移した場合の対応

- 自治体は、支援期間中に本人が居住地を移したことを把握した場合には、本人の同意を得た上で、移転先自治体に計画内容等を通知。
移転先自治体は、速やかに、本人の同意を得た上で計画を作成。

4 計画に基づく支援の終了及び延長

- 支援期間が満了する場合は原則支援を終了。支援終了後も、必要に応じて法第47条に基づく一般的な相談支援を実施。
- 例外的に延長する際は、会議を開催し、本人・家族等に丁寧に説明の上、本人の同意を得る。

5 本人が交付された計画に基づく支援への同意を撤回した場合の対応

- 計画の交付後に、本人から支援への同意を撤回する旨の意向が示された場合は、必要に応じて計画内容を見直す等、本人の意向を踏まえた計画となるよう対応。
- こうした対応を行っても計画に基づく支援に同意が得られない場合は、計画に基づく支援を終了。

措置入院の運用に関するガイドライン(概要)

(平成30年3月27日付障害保健福祉部長通知)

- 全国の自治体で、措置入院の運用が適切に行われるよう、精神保健福祉法上の通報等の中でも特に多い警察官通報を契機とした、措置入院に関する標準的な手続をガイドラインとして整理。

I 警察官通報の受理

- 都道府県等の職員は、警察から連絡があった際、「警察官通報であること」「警察官が対象者を発見した状況」等を確認。

※ 留意点として、被通報者が警察官に保護・逮捕等されていない状況での通報等への対応も明確化

II 警察官通報の受理後、事前調査と措置診察まで

- 原則、職員を速やかに被通報者の現在場所に派遣し、面接を行わせ、事前調査の上で措置診察の要否を決定。
- 事前調査に際しては可能な限り複数名の職員で実施し、専門職による対応が望ましい。
措置診察の要否の判断は、都道府県等において、協議・検討の体制を確保し、組織的に判断することが適當。
- 措置入院の運用に係る体制(特に夜間・休日)の整備が必要。
- 被通報者に精神障害があると疑う根拠となる具体的言動がない場合等、「措置診察を行わない決定をすることが考えられる場合」を明確化。

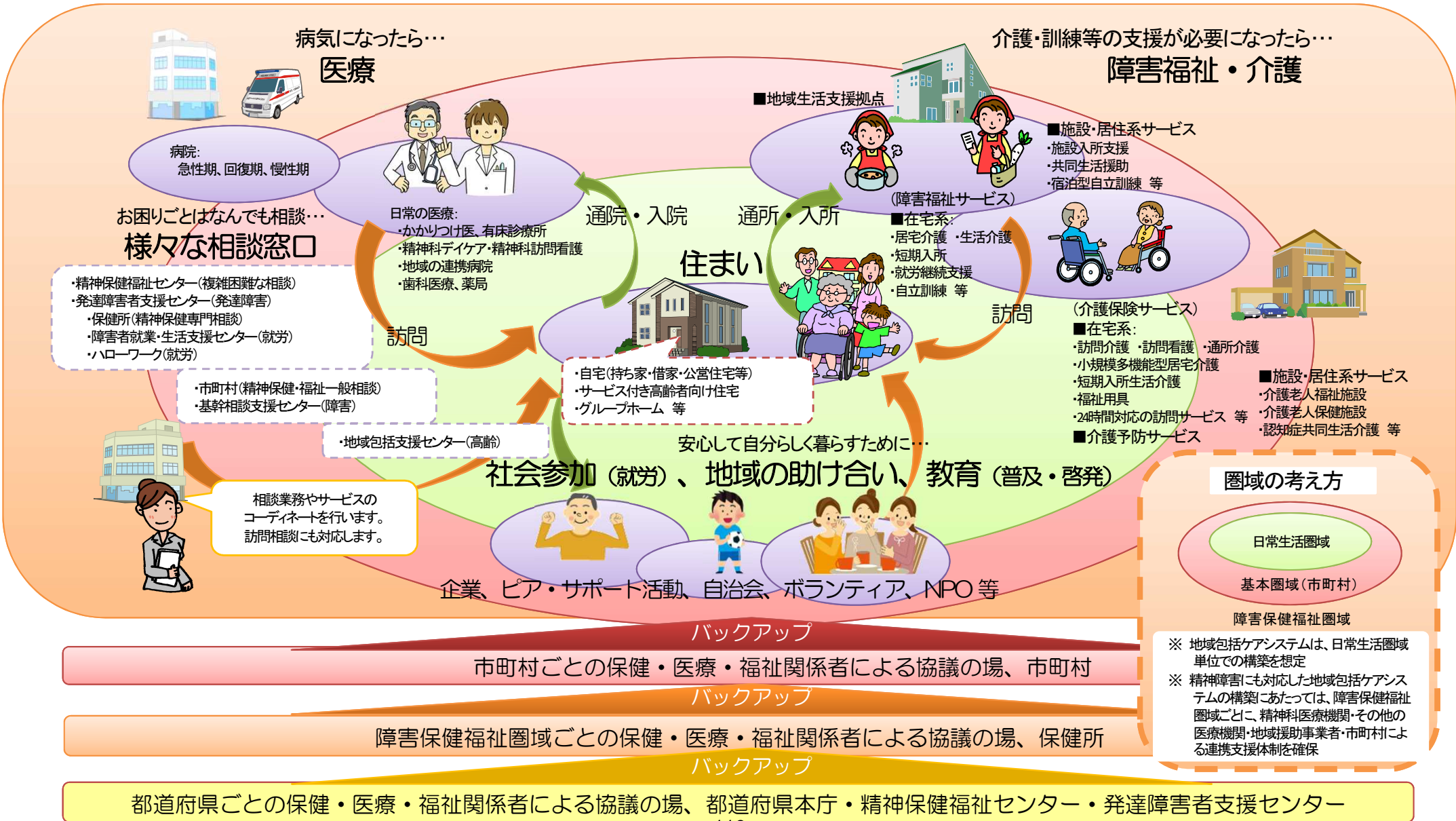
III 地域の関係者による協議の場

- 都道府県等は、自治体、精神科医療関係者、福祉関係者、障害者団体、家族会、警察、消防機関等の地域の関係者による「協議の場」を設け、以下の事項について年に1~2回程度協議することが望ましい。
 - ・ ガイドラインを踏まえた警察官通報等から措置入院までの対応方針
 - ・ 困難事例への対応のあり方など運用に関する課題
 - ・ 移送の運用方法 等

※「協議の場」では個人情報を取り扱わないよう厳に留意。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにするためには、精神科医療機関や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。
- このため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととしている。
- 具体的には、
 - ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築するとともに、
 - ② 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活が可能であることから、地域における基盤整備量(利用者数)を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画に基づき基盤整備を推し進めることとしている。
- 平成30年度から開始された障害福祉計画、医療計画、介護保険事業(支援)計画に基づき、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備を計画的に推し進められるように、令和2年度においては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進(構築支援)事業」などの活用により、保健・医療・福祉の一体的な取組を効果的に実施されたい。(令和2年度から構築推進事業の事業メニューに「構築推進サポーター事業」及び「精神医療相談事業」を追加。)

※平成29年度～令和元年度実績

【令和元年度 構築推進事業 申請自治体数 75】

	平成29年度		平成30年度		令和元年度
都道府県:	9	→	26	→	33
指定都市:	4	→	12	→	16
特別区:	—	→	6	→	10
保健所設置市:	—	→	5	→	16

※保健所設置市及び特別区については、平成30年度より実施主体に追加

【令和元年度 構築支援事業 参加自治体数 20】

	平成29年度		平成30年度		令和元年度
都道府県:	9	→	11	→	10
指定都市:	4	→	5	→	7
特別区:	0	→	2	→	3

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和2年度予算案：532,733千円（令和元年度予算額：532,733千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和2年度予算案：40,821千円（令和元年度予算額：40,579千円）

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②… ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

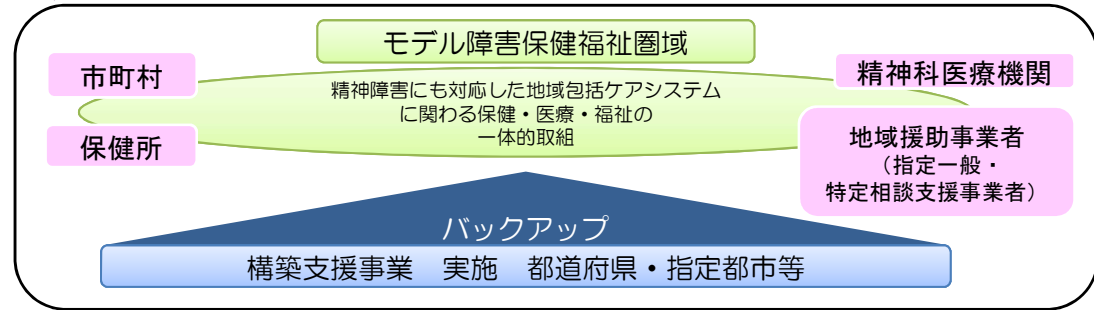
※ ①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

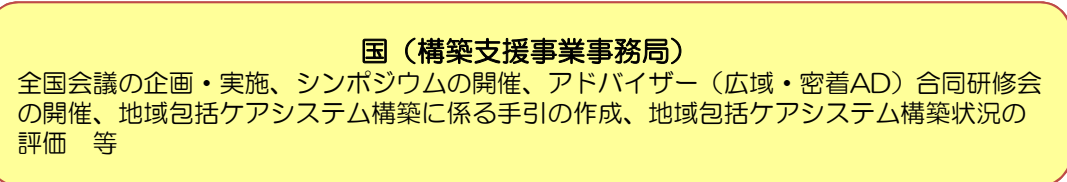
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
9. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
10. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
11. 構築推進サポーター事業（新）
12. 精神医療相談事業
※精神科救急医療体制整備事業からの組み替え
13. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業



◆ 個別相談・支援（電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

情報・ノウハウの共有化

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アドバイザーの派遣のほか、関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、①ポータルサイトの開設 ②地域包括ケアNEWSの発行 ③合同会議の開催 ④手引きの策定を行う。

①ポータルサイトの開設

【サイトURL】

<http://mhlw-houkatsucare-ikou.jp/>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル

厚生労働省

調査研究・報告書等 | 地域移行に係わるリンク先一覧 | 本事業関連資料 & 地域包括ケアNEWS (精神) | FAQ

このサイト「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル」は、これまでの地域移行に関する各種団体の調査研究・報告書や、審議会といった情報サイトへのリンク先などを共有するためのポータルサイトです。

■ 新着情報

- 2017/06/07: テストサイトを更新しました
- 2017/06/01: テストサイトをオープンしました

【お問合せ先】
サイト管理者・平成29年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業実行委
株式会社 日本能率協会総合研究所
0120-876-300 (10:00-17:00)
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-2-2 住友商事竹橋ビル15F

厚生労働省
法人番号6000012070001
〒100-8916 東京都千代田区鳥羽1-2-2 電話: 03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

②ニュースの発行

厚生労働省 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業
(精神障害者の地域移行推進支援事業) 第3号 2017. 11

地域包括ケアNEWS (精神)

第2回 アドバイザー合同会議を開催!

来る10月6日(金)に、第2回アドバイザー合同会議が開催されました。グループワーク(参加団体による横断グループ)では、各校の事業体の取組の工夫や悩みなどを共有しました。

グループワークで感じさせたこと

【ピアサポーター(ピア、ピア)】
「悩んでいます!こんなこと。」

- 事業構築に、ピアの効果を、どうやって確認してもらったか?
- 事業の仕組みはある。しかし、その後の活動の場を確保するのが難しい。

【高橋 アドバイザー】
●事業構築もめがけて研究会(体験)の開催。(参加促進を意図した研究会にする。)
- ピアが、地域で活動・活動する場を確保した。事業の仕組みが大切。
- ピアとして、成功体験ができる場を仕組むこと。
- ピアの壁で共通経験ができる。モチベーションが上がると、関係作りが重要。
- ピアが、想定しないような取組が重要。(2人1組で個別支援を行うなど)

【高橋 アドバイザー】
「悩んでいます!こんなこと。」

- 病院と地域のコミュニケーションをどのように取り、関係性を築いていくか。
- 研究会にないスタッフへのアプローチをどうするか。

【高橋 アドバイザー】
●関係者とスタッフ、両方に働きかけることが大切。関係者に対しては、体験所として地域的アプローチを、スタッフには、顔の見える関係作りを!
- 担当者同士、相談し合える関係性を作ることが大切。そこからスタートすること十分。

第2回 アドバイザー合同会議【プログラム】

講師:「テーマ別」による研修の企画・実施支援
国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 精神性認知研究部 部長 山本 亮

グループワーク
(各校自治体は所属に依り、隣接自治体等に関する研究会)

事務局
①「障害者ピアサポート」の取組にも関する研究に関する研究への協力依頼について
早稲田大学 人間科学部 准教授 高橋 登
②平成29年度構築支援について
厚生労働省 精神障害者支援課 課長 佐藤 隆夫

※会議資料については、HP (<http://mhlw-houkatsucare-ikou.jp/>) に掲載しています

③合同会議の開催



年3回 開催予定
＜参加者＞

- ・参加都道府県等担当者
- ・広域AD
- ・都道府県等密着AD
- ・厚生労働省担当者
- ・事務局担当者

※①・②・④については、当該事業に参加していない自治体の方も閲覧可能。

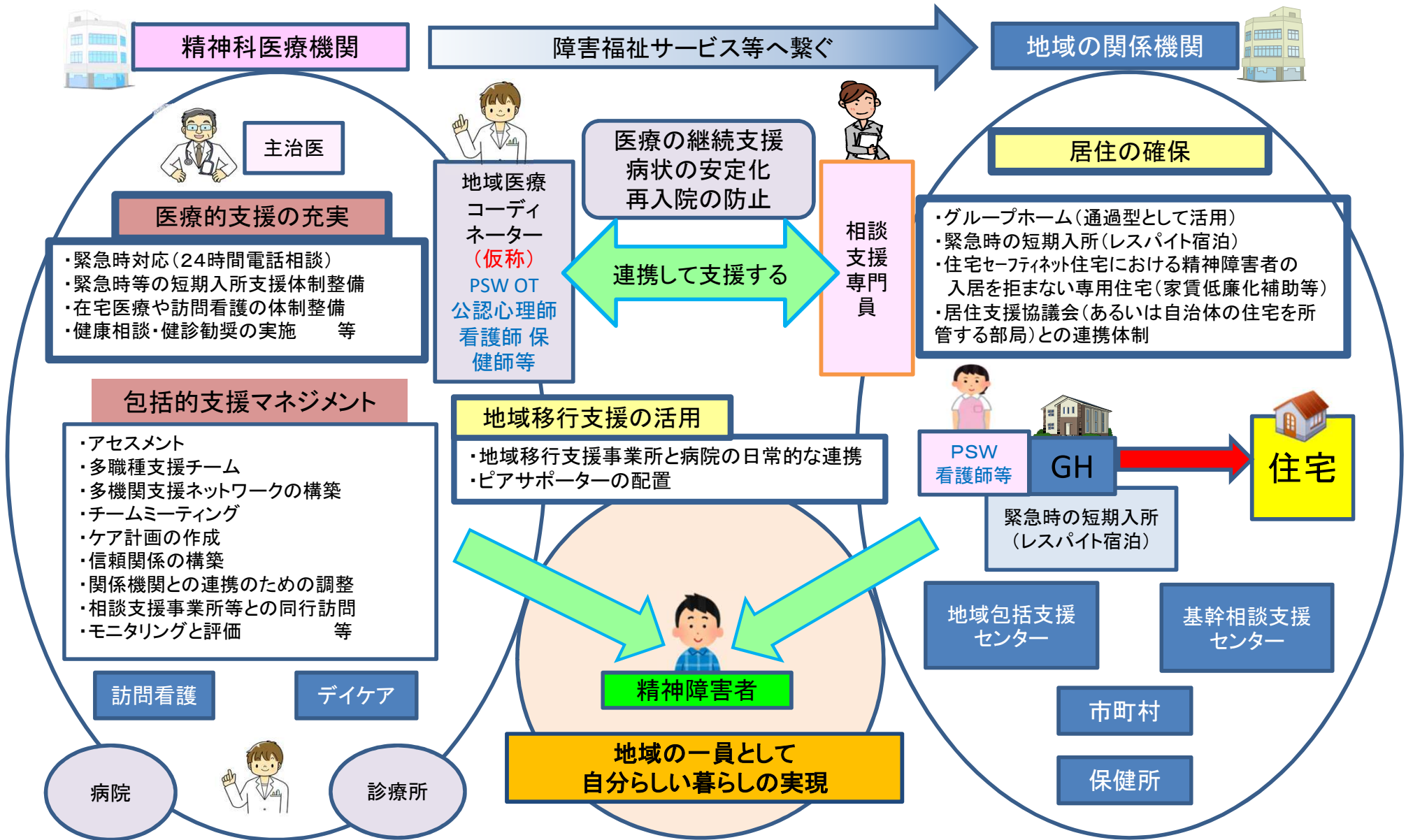
合同会議は、当該事業に参加していない自治体の方も傍聴可能。

④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業「手引き」の策定

医療機関における多職種連携等及び地域における居住の確保等による 継続的な地域生活支援に関するモデル事業（新規）

令和2年度予算案 68,358千円

- 医療機関における多職種連携等による地域生活支援機能の強化及び地域における住まいの確保により、精神障害者の継続的な地域生活を実現するためのモデル事業を実施する。



(3)依存症対策について

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、依存症に関連する法律の施行や計画の策定がなされており、依存症対策の充実の必要性、社会的・国民的関心が高まっている。

(近年の主な動き)

- ・平成28年5月 アルコール健康障害対策推進基本計画の策定
- ・平成29年12月 再犯防止推進計画の策定
- ・平成30年8月 第五次薬物乱用防止5か年戦略 決定
- ・平成31年4月 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定
- ・現在 アルコール健康障害対策推進基本計画の改定作業中

- 都道府県・指定都市においては、特に以下2点についてお願いしたい。

①相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の設置・選定

未設置の自治体におかれては、令和2年度までには全都道府県・指定都市で設置済・選定済となるよう、早急な検討をお願いする。

②ギャンブル等依存症対策における包括的な連携協力体制の構築

地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するための「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置をお願いする。

- 厚生労働省においても、財政的・技術的支援を通じて、依存症対策の強化を図っていく。

依存症対策の推進にかかる 令和2年度予算案

<令和元年度予算> 8.1億円
 +地域生活支援事業等 495億円の内数

→

<令和2年度予算案> 9.3億円 (+1.3億円)
 +地域生活支援事業等 505億円の内数

依存症に関する普及啓発の実施

0.9億円 → 0.8億円

依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

地域における依存症の支援体制の整備

5.1億円 → 5.1億円

都道府県・指定都市等において、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定等による医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等と精神科救急医療施設等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

0.8億円 → 1.1億円

依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）において、アルコール、薬物、ギャンブル等に対応した相談・治療等における指導者の養成やゲーム障害に対応できる人材の養成等を実施するための体制や機能を強化する。

依存症民間団体支援

0.3億円 → 0.4億円

依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援を拡充する。

アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援

地域生活支援促進事業等 495億円の内数 → 地域生活支援促進事業等 505億円の内数

地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

依存症に関する調査研究事業

0.9億円 → 2.0億円

依存症の実態解明等に関する調査に加え、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいた実態調査を実施する。

アルコール健康障害に係る相談拠点・専門医療機関

- ・相談拠点は49自治体、専門医療機関は34自治体（拠点25自治体）で設置（R1.8.30時点）
- ・令和元年度内に、相談拠点56自治体、専門医療機関51自治体（拠点42自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	13	○
青森県	○	1	
岩手県			
宮城県	R1	R1	R1
秋田県			
山形県	R2	R1	
福島県	R2		
茨城県	○	1	R1
栃木県		R1	R1
群馬県	○	R1	R1
埼玉県	○	3	○
千葉県	○	R1	R1
東京都	○		
神奈川県	○	6	○
新潟県	○	R1	R1
富山県	○	1	○
石川県	○	R1	R1
福井県	R2	R2	R2
山梨県	○	2	
長野県	○	R1	R1
岐阜県	R1	2	○
静岡県	○	2	○
愛知県	○保	2	○
三重県	○保	6	○
滋賀県	○保	1	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	2	
大阪府	○保	8	○
兵庫県	○	4	○
奈良県	保	R1	R1
和歌山県	○	R1	R1
鳥取県	○保医	1	○
島根県		2	○
岡山県	○	6	○
広島県	保	11	○
山口県	○	2	R1
徳島県	○	4	R1
香川県	○	2	○
愛媛県	○	3	○
高知県	○	1	
福岡県	○	R1	R1
佐賀県	○医	4	○
長崎県	○		
熊本県	○	R1	R1
大分県	○	R1	
宮崎県	○	R2	R2
鹿児島県	○		
沖縄県	R2	2	
設置都道府県数	37	26	18
R1内	+2	+13	+14

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	R1	4	○
仙台市	○保	R1	R1
さいたま市	○	3	○
千葉市	R1	R1	R1
横浜市	R1	※神奈川県が、県全域を対象	
川崎市			
相模原市	○		
新潟市			
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	3	○
京都市	○	2	
大阪市	○	3	○
堺市	○	2	○
神戸市	○	2	○
岡山市	○	3	○
広島市			
北九州市	区	R1	
福岡市	R1	R1	R1
熊本市	R1		
設置政令市数	12	8	7
R1内	+5	+4	+3
	相談拠点	医療機関	拠点
計	49	34	25
(R1内)	(56)	(51)	(42)

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関、区は区役所 ※医療機関の数字は、機関数

※R1は令和元年度内予定

薬物依存症に係る相談拠点・専門医療機関

- ・相談拠点は39自治体、専門医療機関は26自治体（拠点医療機関19自治体）で設置（R1.8.30時点）
- ・令和元年度内に、相談拠点48自治体、専門医療機関39自治体（拠点33自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	政令市	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	R1	4	○	京都府	○	2		札幌市	R1	2	○
青森県				大阪府	○保	4	○	仙台市		R1	R1
岩手県				兵庫県	○	1	○	さいたま市	○	1	○
宮城県	R1	R1	R1	奈良県				千葉市	R1	R1	R1
秋田県				和歌山県	○			横浜市	R1	※神奈川県が、県全域を対象	
山形県	R2	R1		鳥取県	○保医	1	○	川崎市			
福島県	R2			島根県		1		相模原市	○		
茨城県	R1	R1	R1	岡山県	○	1	○	新潟市			
栃木県		R1	R1	広島県	○	4	○	静岡市			
群馬県	○	R1	R1	山口県	○	1	R1	浜松市	○		
埼玉県	○	2	○	徳島県	○	1	R1	名古屋市	○	2	○
千葉県	○			香川県	○	1	○	京都市	○	2	
東京都	○			愛媛県	○	R1	R1	大阪市	○	2	○
神奈川県	○	4	○	高知県	○			堺市	○	1	○
新潟県		R1	R1	福岡県	○	R1	R1	神戸市	○	1	○
富山県	○	R1	R1	佐賀県	○医	1	○	岡山市	○	1	○
石川県	○	R1	R1	長崎県	○			広島市			
福井県	R2			熊本県	○			北九州市	○		
山梨県	○			大分県				福岡市	R1	R1	R1
長野県	○	R2	R2	宮崎県	○	R2	R2	熊本市	R1		
岐阜県	R1	2	○	鹿児島県	○			設置政令市数	10	8	7
静岡県	○	2	○	沖縄県	R2	1		R1内	+5	+3	+3
愛知県		2		設置都道府県数	29	18	12		相談拠点	医療機関	拠点
三重県	○保			R1内	+4	+10	+11	計	39	26	19
滋賀県	R2	R2	R2					(R1内)	(48)	(39)	(33)

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関

※医療機関の数字は、機関数

※R1は令和元年度内予定

ギャンブル等依存症に係る相談拠点・専門医療機関

- 相談拠点は42自治体、専門医療機関は24自治体（拠点医療機関18自治体）で設置（R1.8.30時点）
- 令和元年度内に、相談拠点50自治体、専門医療機関42自治体（拠点35自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	政令市	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	R1	3	○	京都府	○	2		札幌市	R1	2	○
青森県				大阪府	○保	3	○	仙台市		R1	R1
岩手県				兵庫県	○	1	○	さいたま市	○	2	○
宮城県	R1	R1	R1	奈良県				千葉市	R1	R1	R1
秋田県				和歌山県	○	R1	R1	横浜市	R1	※神奈川県が、県全域を対象	
山形県	R2	R1		鳥取県	○保	R2	R2	川崎市			
福島県				島根県	○	3	○	相模原市	○	※新潟県が、県全域を対象	
茨城県	R2	R1	R1	岡山県	○	1	○	新潟市			
栃木県		R1	R1	広島県	○	2	○	静岡市	○		
群馬県	○	R1	R1	山口県	○	1	R1	浜松市	○		
埼玉県	○	2	○	徳島県	○	1	R1	名古屋市	○	1	○
千葉県	○	R1		香川県	○	R1	R1	京都市	○	2	
東京都	○			愛媛県	○	R1	R1	大阪市	○	2	○
神奈川県	○	4	○	高知県	○			堺市	○	1	○
新潟県		R1	R1	福岡県	○	R1	R1	神戸市	○	1	○
富山県	○	R1	R1	佐賀県	○医	1	○	岡山市	○	1	○
石川県	○	R1	R1	長崎県	○	R1	R1	広島市			
福井県	R2			熊本県	○			北九州市	○	R1	
山梨県	○			大分県				福岡市	R1	R1	R1
長野県	○	R2	R2	宮崎県	○	R2	R2	熊本市	R1		
岐阜県	R1	2	○	鹿児島県	○			設置政令市数	11	8	7
静岡県	○	2	○	沖縄県	R2	1		R 1内	+5	+4	+3
愛知県	○	1		設置都道府県数	31	16	11				
三重県	○保			R 1内	+3	+14	+14				
滋賀県	R2	R2	R2								

	相談拠点	医療機関	拠点
合計	42	24	18
(R1内)	(50)	(42)	(35)

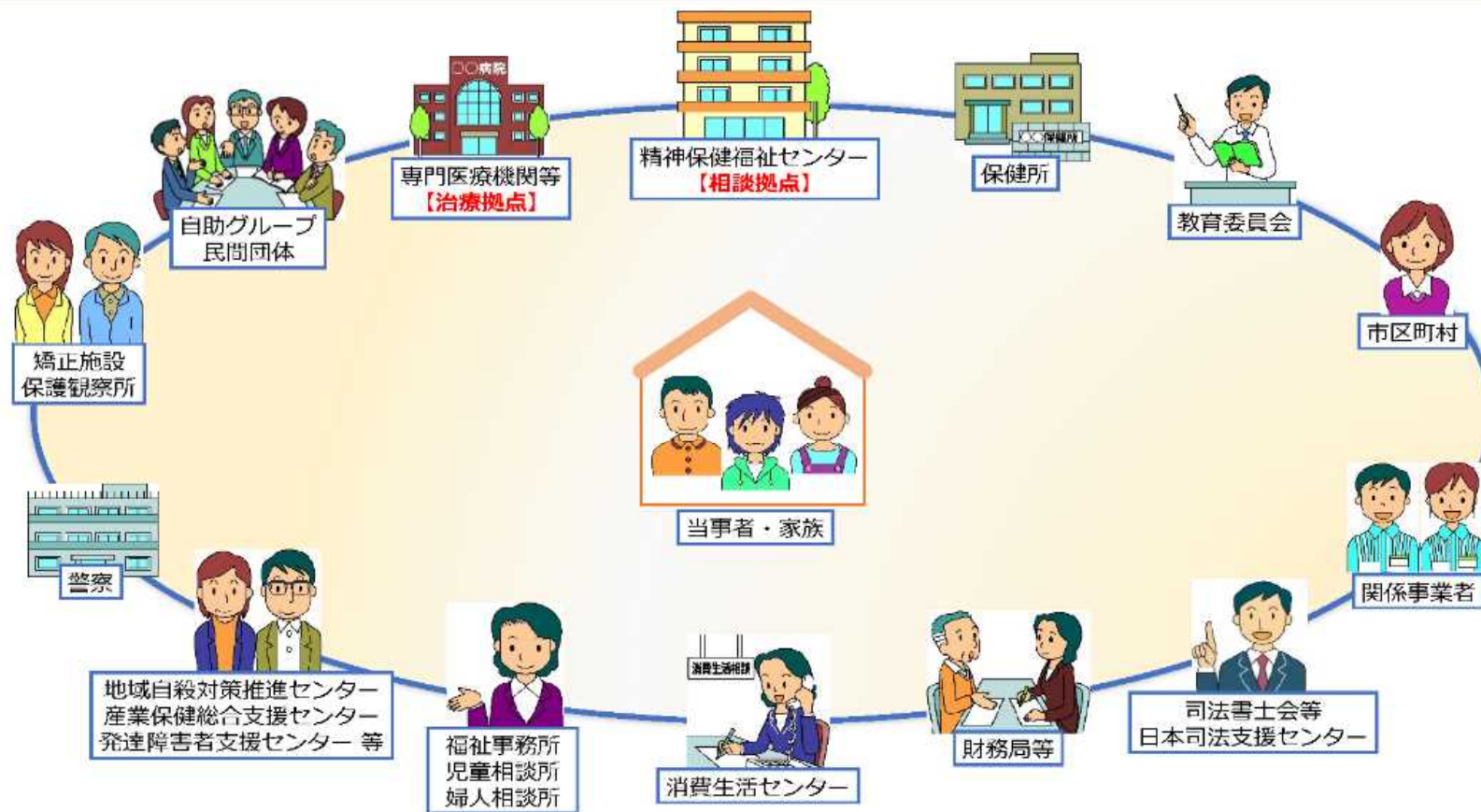
※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関

※医療機関の数字は、機関数

※R1は令和元年度内予定

各地域の包括的な連携協力体制の構築【イメージ】

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築



- ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくための連絡・情報共有体制の構築
- 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討
- 関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発

31年度中～

連携協力体制の構築の推進

32～33年度

早期発見・早期介入・早期支援のための連携・対応マニュアルの作成に向けた調査研究

(4) 精神保健指定医制度の見直しについて

- 平成28年より開催された「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」において、精神保健指定医(以下「指定医」という。)の指定等のあり方について具体的な検討を進めることとされたところ、指定医の資格の不正取得の再発防止と資質確保の観点から、以下の対応を実施する。

※適用期日:令和元年(2019年)7月1日

<口頭試問の導入>

- ・ ケースレポートの審査に加えて口頭試問を実施

<ケースレポートの見直し>

- ・ 指定医の職務である措置入院、医療保護入院の症例を必須化
- ・ 3年以上の精神科実務経験期間中の偏りない症例経験を求める
- ・ 精神障害の分野と症例数を見直し(6分野8症例→5分野5症例)

<指導医の要件等の見直し>

- ・ 更新研修を受けていることを指導医の要件に追加。また、指導医の役割に関する記載を充実

- 各都道府県・指定都市におかれては、制度の適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底をお願いする。
- なお、制度の見直しに関する告示、通知等については、厚生労働省のホームページに、順次、掲載しているので確認いただきたい。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/seishinhokenshiteii.html>

告示改正の概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正する件について(概要)

1. 改正の趣旨

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により、精神保健指定医(以下「指定医」という。)の指定を受けようとする者は、同項第3号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験(以下「経験」という。)を有することが必要であるとされている。
- 近年の精神医療の現状を踏まえ、また、指定医の資質確保の観点から、当該精神障害及び程度について見直しを行うもの。

2. 改正の内容

- (1) 法第18条第1項3号に規定する「精神障害及び程度」を、医療現場で定着している国際疾病分類第10版に準ずる分類に見直すとともに、各項目につき1例以上とする。(次ページ参照)
- (2) 指定医の指定の要件として求めている経験について、
 - ① 指定医の判断による非自発的入院に関する経験を積むよう、措置入院者又は医療保護入院者に係る経験に限ることとし、各経験についていずれも1例以上含むこととする。
 - ② 非自発的入院の必要性の判定に関する経験を積むよう、医療保護入院者の入院時から担当し、かつ、入院時の指定医の診察に立ち会った経験を1例以上含むこととする。
 - ③ 精神科実務経験期間中に偏りなく経験を積むよう、申請前1年以内の経験を1例以上、申請をした日の1年前の日より前かつ申請前7年以内の経験を2例以上含むこととする。ただし、申請前1年以内の経験については、やむを得ない理由により申請前1年以内に診療又は治療に従事できない期間があると認められる場合は、この限りでない。
 - ④ 児童に係る症例に対する診断又は治療を経験するよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る経験を1例以上含むことが望ましいこととする。
 - ⑤ 地域移行の取組を評価する観点から、非自発的入院から任意入院へ切り替えた症例及び退院後支援を行った外来症例に関する経験をそれぞれ1例以上含むことが望ましいこととする。
- (3) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条文

法第18条第1項第3号

4. 適用期日

適用期日: 令和元年(2019)7月1日

- ※ 令和4年(2022)6月30日までに指定の申請をした者に係る(2)①(措置入院者に係る部分に限る。)から③(申請前7年以内の経験の部分を除く。)の要件については、満たすことが望ましいものとして取り扱う。

見直し前	見直し後
統合失調症圏、躁うつ病圏、中毒性精神障害(依存症に係るものに限る。)、児童・思春期精神障害、症状性若しくは器質性精神障害(老年期認知症を除く。)又は老年期認知症のいずれか	症状性を含む器質性精神障害
統合失調症圏	精神作用物質使用による精神及び行動の障害(依存症に係るものに限る。)
躁うつ病圏	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
中毒性精神障害(依存症に係るものに限る。)	気分(感情)障害
児童・思春期精神障害	次の各号に掲げる精神障害のうちいずれか 一 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 二 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 三 成人の人格及び行動の障害 四 知的障害(精神遅滞) 五 心理的発達の障害 六 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
症状性又は器質性精神障害(老年期認知症を除く。)	(削る)
老年期認知症	(削る)

【見直し前】 6分野 8症例	医療観察法 による入院	措置 入院	医療保 護入院	任意 入院
統合失調症圏 <u>2例以上</u>	○	○	○	
躁うつ病圏 <u>1例以上</u>	○	○	○	
中毒性精神障害 <u>1例以上</u>	○	○	○	
児童・思春期精神障害 <u>1例以上</u>	○	○	○	○
症状性又は器質性精 神障害 <u>1例以上</u>	○	○	○	
老年期認知症 <u>1例以上</u>	○	○	○	
上記のいずれかの症 例 <u>1例以上</u>	○	○		



【見直し後】 5分野 5症例	5症例	
	措置入院 <u>1例以上</u>	医療保護入院 <u>1例以上</u>
F0(老年期認知症、症状性 又は器質性精神障害等) <u>1例以上</u>	○	○
F1(中毒性精神障害等) <u>1例以上</u>	○	○
F2(統合失調症等) <u>1例以上</u>	○	○
F3(躁うつ病等) <u>1例以上</u>	○	○
F4～9 <u>1例以上</u>	○	○

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について(概要)

1. 制定の趣旨

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第18条第1項の規定による精神保健指定医(以下「指定医」という。)の新規の指定に係る事務の取扱いについては、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」(精神・障害保健課長通知平成22年2月8日付け障精発0208第2号)により定めているところである。
- 指定申請に当たっては、診断又は治療に従事した経験を有することを証するためにケースレポートの提出を定めているが、自ら診断、治療に十分に参与していない患者についてケースレポートを提出された事案があった。
- 指定医の資格の不正取得の再発防止及び指定医としての必要な資質を備えるために必要な経験の確認を適切に行えるよう、現行の通知の内容を見直し、障害保健福祉部長通知として新たに制定し直すもの。

2. 見直しの内容

- ① 指定医の指定に当たり、一定の場合には、ケースレポートの審査に加えて口頭試問を実施し、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技能を有しているかについて確認することとする。
- ② ケースレポートの対象となる症例について、退院後支援を行った外来症例についてケースレポートを作成する場合は、外来治療の期間がおおむね1ヶ月以上であることが望ましいとする。
- ③ 申請者の指導を行う指導医について、更新研修を受けていることを要件に追加することとする。また、申請者のケースレポート作成指導に当たり、指導医が証明する内容をより明確にすることとする。
- ④ ケースレポートは、医療現場で定着している国際疾病分類第10版に基づき作成することとする。また、ケースレポートの様式を見直し、関係法規に定める手続への対応について本文と別の記載欄を設け、本文では「入院時の状況」や「入院後経過」など、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を評価できる内容を記載することとする。
- ⑤ その他所要の改正を行う。

3. 適用期日

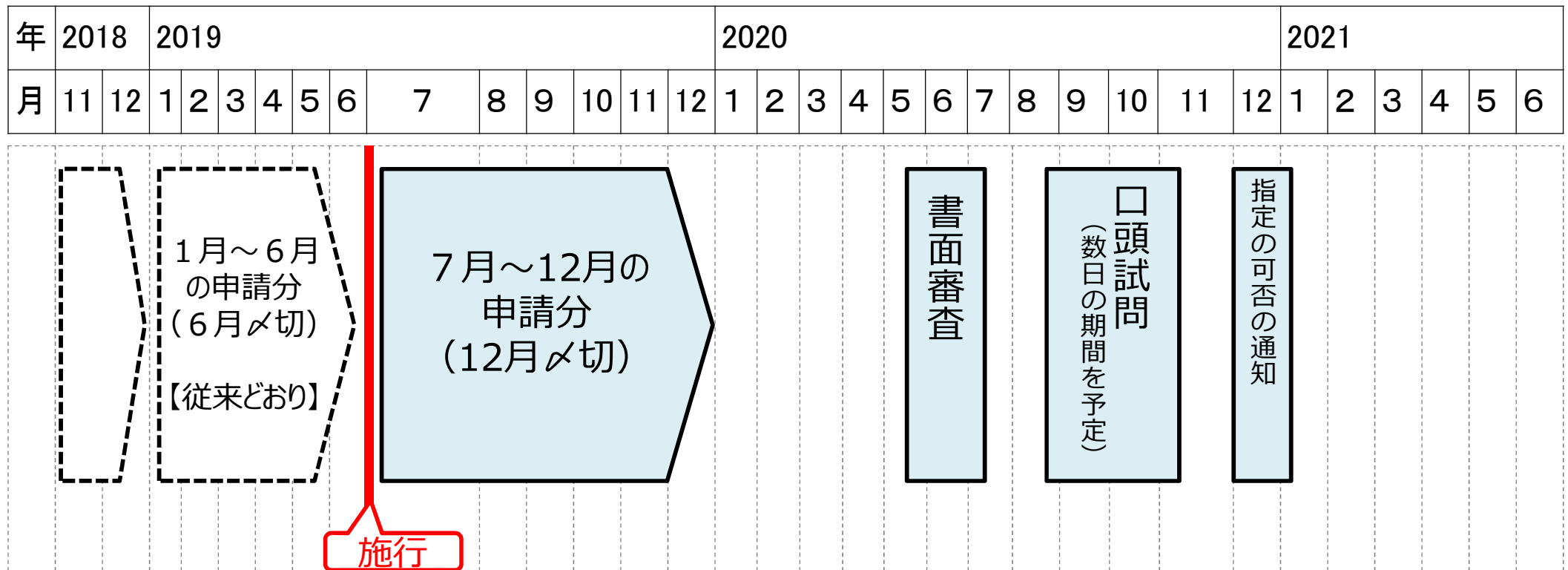
適用期日：令和元(2019)年7月1日

※ ただし、③の適用については、指定の申請をした者が令和7(2025)年7月以降に担当を開始した症例の指導医に限る。

今後のスケジュール

- ケースレポートの見直し(分野・症例数、様式等)は、2019年7月以降の申請分から適用。
- 口頭試問は、2019年7月以降の申請分の審査から実施。新評価基準で対応。
- 指導医の要件追加は、2025年7月から適用(2025年7月以降から担当した症例をケースレポートで提出する場合に新要件を満たす指導医による指導が行われていることを求める。)

※ それぞれの日程は目途であり、変更となる可能性があることにご留意ください



障害保健福祉部 施策照会先一覧 (厚生労働省代表 03-5253-1111)

施策事項 [資料ページ]	所管課室	担当係	担当者	内線
1 令和2年度障害保健福祉部関係予算案について				
令和2年度障害保健福祉部予算案について [1ページ]	企画課	経理係	鈴木	3015
2 障害者総合支援法等について				
(1) 第6期障害福祉計画に係る基本指針について [6ページ]	企画課	障害計画係	安東	3007
(2) 補装具基準告示等の改正について [24ページ]	自立支援振興室	障害者支援機器係	鈴木	3071
(3) 障害者の地域生活への移行について [25ページ]	地域生活支援推進室	地域移行支援係	高橋	3045
(4) 相談支援の充実等について [30ページ]	地域生活支援推進室	相談支援係	池沼	3149
(5) 障害福祉サービス等の情報公表制度について [40ページ]	障害福祉課	評価・基準係	倉田	3036
(6) 障害福祉分野における文書量削減に向けた取組について [43ページ]	障害福祉課	企画法令係	渡邊	3046
3 障害者の地域生活における基盤整備の推進について				
(1) 地域生活支援事業等について [45ページ]	自立支援振興室	地域生活支援係	杉渕	3077
(2) 国土強靱化も踏まえた社会福祉施設等の整備の推進について [49ページ]	障害福祉課	福祉財政係	塚田	3035
(3) 障害者の就労支援について [50ページ]	障害福祉課	就労支援係	宮本	3044
(4) 障害福祉の仕事の魅力発信とロボット・ICT等導入支援について [75ページ]	障害福祉課	評価・基準係	倉田	3036
	障害福祉課	福祉サービス係	菊池	3091
	障害福祉課	訪問サービス係	小板橋	3092
(5) 発達障害支援施策の推進について [78ページ]	障害児・発達障害者支援室	発達障害者支援係	長谷川	3038
(6) 医療的ケア児等への支援について [82ページ]	障害児・発達障害者支援室	障害児支援係	有川	3037
(7) 難聴児支援の推進について [85ページ]	企画課		伊藤	3011
	障害児・発達障害者支援室	障害児支援係	有川	3037
(8) 平成30年度の障害者虐待に関する調査結果等について [88ページ]	地域生活支援推進室	虐待防止対策係	片桐	3040
(9) 視覚障害者等の読書環境の整備について [101ページ]	自立支援振興室	情報・意思疎通支援係	杉渕	3077
(10) 障害者の芸術文化活動に対する支援について [106ページ]	自立支援振興室	社会参加支援係	鈴木	3071
(11) 身体障害者補助犬について [111ページ]	自立支援振興室	社会参加支援係	鈴木	3071
(12) 障害者自立支援機器等の開発促進について [112ページ]	自立支援振興室	障害者支援機器係	鈴木	3071
4 精神保健医療福祉施策の推進について				
(1) 地方公共団体による退院後支援等について [115ページ]	精神・障害保健課	企画法令係	野々山	3055
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について [118ページ]	精神・障害保健課	地域精神医療係	瀬戸	3087
(3) 依存症対策について [123ページ]	依存症対策推進室	依存症対策係	三浦	3100
(4) 精神保健指定医制度の見直しについて [129ページ]	精神・障害保健課	精神医療係	高橋	3054